

校舎等の改築・補強に係る現行制度及び民主党案における国庫負担率等

			現行制度		民主党案	
			原則	地震特措法(1) による特例	(公立の小中学校等における地震防災上改築又は補強を要する校舎等の整備の促進に関する臨時措置法案)	
公立小中学校・ 中等教育学校前期課程	改築	校舎	1 / 3 (2)	-	1 / 2	
		屋内運動場	1 / 3 (2)	-	1 / 2	
	補強	校舎	非木造	1 / 3 (3)	1 / 2	2 / 3
			木造	1 / 3 (3)	-	1 / 2 < 2 / 3 >
		屋内運動場	1 / 3 (3)	1 / 2 (5)	2 / 3 (6)	
公立盲・聾・養護学校 (小学部・中学部)	改築	校舎	1 / 3 (4)	-	1 / 2	
		屋内運動場	1 / 3 (4)	-	1 / 2	
	補強	校舎	1 / 3 (3)	-	1 / 2 < 2 / 3 >	
		屋内運動場	1 / 3 (3)	-	1 / 2 < 2 / 3 >	

- (注) 1 = 地震防災対策特別措置法(平成7年法111)
 2 = 義務教育諸学校施設費国庫負担法(昭和33年法81)による国庫負担
 3 = 予算措置による国庫補助
 4 = 盲学校及び聾学校については、義務教育諸学校施設費国庫負担法による国庫負担、
 養護学校については、公立養護学校整備特別措置法(昭和31年法152)による国庫補助
 5 = 衆議院で与党が議員立法として準備中の地震防災対策特別措置法の改正案による新設
 6 = 155回衆法1号(前回提出された民主党案)では、1 / 2 < 2 / 3 >
 < > = 財政力指数が一定基準以下の地方公共団体が実施するもの